平成２７年（フ）第４８８号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　607号棟402号室、開始決定時の住所愛知県小牧市大字大草2224番地４
破産者　速水精二郎
１　破産債権の届出期間　平成27年11月２日まで
２　一般調査期日　平成27年12月９日午後３時
平成27年10月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８３号
名古屋市千種区振甫町１丁目49番地
破産者　小田切　進
１　破産債権の届出期間　平成27年11月２日まで
２　一般調査期日　平成27年12月８日午前11時15分
平成27年10月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３７号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目４－１　シャンテー長尾家具211、住民票上の住所大阪府枚方市長尾家具町１丁目７番地の29
破産者　塚本　幸雄
１　破産債権の届出期間　平成27年11月２日まで
２　一般調査期日　平成27年12月10日午後２時30分
平成27年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０号
神戸市須磨区横尾５丁目１番地の１　64号棟501号
破産者　中山千恵子
１　破産債権の届出期間　平成27年11月５日まで
２　一般調査期日　平成27年12月10日午前10時30分
平成27年10月１日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第３２４９号
大阪府吹田市朝日町２番906号、破産開始決定時の住所大阪府吹田市藤白台４丁目11番８号
破産者　上田　　修
１　期日　平成27年11月16日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３４３号
東京都港区高輪３丁目20―13―203
破産者　駒場　　豊
免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
平成27年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２７年（フ）第３１３７号
東京都中央区晴海３丁目６－８―4205
破産者　福川　順子
審尋期日　平成27年12月16日午後３時30分
平成27年９月28日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０３６号
東京都荒川区西尾久７丁目45番10号
清算株式会社　アキレス東日本販売株式会社
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２号
長崎県雲仙市小浜町雲仙316番地
清算株式会社　株式会社湯元ホテル
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所島原支部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第８号
高知県高岡郡四万十町床鍋字轟812番地２
清算株式会社　高幡コンクリート積みブロック株式会社
代表清算人　川見　友康
１　決定年月日　平成27年９月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、本協定認可決定確定時に、その債務を免除する。
２　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
高知地方裁判所民事部

包括的禁止命令

平成２６年（再）第１号
静岡県駿東郡清水町伏見185番地の１
再生債務者　株式会社沼津第一青果
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

監 督 命 令

平成２７年（再）第５３号
東京都中央区新富２丁目14番４号
再生債務者　第一中央汽船株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区　東京丸の内法律事務所　弁護士　宮川　勝之
平成27年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第５４号
パナマ共和国パナマ市サミュエル・ルイス・アベニュー・コモサビル
再生債務者　ＳＴＡＲ　ＢＵＬＫ　ＣＡＲＲＩＥＲ　ＣＯ.，Ｓ．Ａ.
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区　東京丸の内法律事務所　弁護士　宮川　勝之
平成27年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第１号
新潟市秋葉区覚路津字下等別当2481番地２
再生債務者　株式会社小山セメント工業所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　新潟市中央区東中通１番町201番地１　トーカンマンション東中通り207号勝見洋人法律事務所　弁護士　勝見　洋人
平成27年９月30日　　新潟地方裁判所民事部

書面による決議に付する決定

平成２７年（再）第１号
長崎市長浦町2691番地４
再生債務者　株式会社溝口興業
代表者代表取締役　植野　尚美
１　決議に付する計画案　平成27年８月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成27年11月18日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成27年11月11日
平成27年９月29日　　長崎地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第３８号
東京都小平市天神町４丁目35番８号
再生債務者　宮沢工業株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式２万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金3000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式2000株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金1500円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金300万円
平成27年９月30日
東京地方裁判所民事第20部